

名桜大学受託研究取扱規程

(平成22年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託研究とは、本学が国、地方公共団体、各種の団体、民間企業等から委託を受けて行う研究、調査及び実験等をいう。
- (2) 研究担当教員等とは、受託研究に従事する教職員をいう。
- (3) 研究責任者とは、本学の受託研究組織を代表し、研究計画のとりまとめを行うとともに、研究の推進に関し、責任を持つ教員をいう。

(研究の受付け)

第3条 委託研究を申し出る者（以下「委託者」という。）は、研究希望担当教員等と委託研究の実施に係る協議を行った上で、研究委託申込書（別紙様式第1号）を理事長に提出するものとする。

2 研究委託申込書には、次の各号に定める事項を記載する。

- (1) 研究題目
- (2) 委託目的
- (3) 研究内容
- (4) 委託条件
- (5) 希望担当教員等
- (6) 研究期間
- (7) 研究経費
- (8) 研究用機器及び資材等の提供の有無
- (9) その他必要事項

(受入れの決定)

第4条 前条の規定による申込書は、研究推進委員会の議を経て、当該写しを含む関係書類を添えて速やかに学長へ報告するものとする。

2 学長は、前項の規定による報告があったときは、次の各号に掲げる事項を留意の上、当該受託研究の実施の適否について判断するものとする。

- (1) 受託研究が本学の教育研究に支障がないこと。
- (2) 委託の申し出があった研究の内容が、社会的に要請があり、その成果が公益の増進及び本学の教育研究においても有意義であると認められること
- (3) 研究の受託によって、大学予算による施設拡大及び設備・機器等の購入が必要となるなど、大学経費の新たな支出を行わないこと。

3 学長は、前項の規定により受入れについて決定したときは、教育研究審議会へ報告するものとする。

- 4 理事長は、前3項の規定による手続き後に、委託研究受入決定通知書(様式第2号)により、その旨を通知するものとする。

(受託研究契約の締結)

第5条 理事長は、受託研究の受入れを決定したときは、委託者との間に受託研究契約書により契約を締結するものとする。

(受託研究に要する経費)

第6条 受託研究に要する経費(以下「受託研究経費」という。)は、次に掲げる費目の合計とする。

(1) 当該研究の遂行に直接必要な経費(以下「直接経費」という。)として、研究責任者等の人件費、謝金、旅費、備品購入費、消耗品費、通信費、雑役務費、光熱水料等

(2) 前号以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。)

2 間接経費は、直接経費の30%に相当する額とする。

3 次のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず間接経費を減額又は負担させないことができる。

(1) 受託研究の委託者が、地方公共団体、国又は政府関係機関等である場合

(2) 受託研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与が期待されると学長が認めるもの

(3) 教育研究上極めて有意義であると学長が認めるもの

4 第1項第1号の規定による研究責任者等の人件費は、次表を基準とし、委託者と協議の上決定するものとする。

区分	1時間当たりの単価(消費税相当額を除く。)
教授相当	6,000円
准教授・講師相当	5,000円
助教相当	4,000円

(受託研究経費の処理)

第7条 受託研究経費は、「地方独立行政法人法(平成十五年七月十六日法律第百十八号)」及び本学関係規則等により処理する。

2 受託研究経費は、本学予算に収納され、前条第1項に掲げる経費の範囲内で支出する。

3 受託研究により取得した設備、物品等は、本学の所有に属する。

(受託研究の中止等)

第8条 受託研究の中止若しくは契約の解除は、委託者との協議によって行い、いずれかが一方的にこれを中止することはできないものとする。

2 委託者の都合で、受託研究の全部又は一部を研究の途中で中止する場合は、既納の受託研究経費の委託者への返還は行わないものとする。

3 本学の都合で、受託研究の全部又は一部を研究の途中で中止する場合は、既納の受託研究経費の全部又は一部について、委託者に返還するものとする。

4 天災その他のやむを得ない事由により、受託研究を中止又は研究期間を延長する場

合は、委託者の損害に対し、本学はその責任を負わず、また既納の受託研究費は、委託者に返還しないものとする。

(知的所有権)

第9条 受託研究の結果として知的所有権が生じた場合の本学研究担当者の権利の取扱いについては、本学の規定により処理する。

(特許権の実施)

第10条 受託研究により本学が取得した特許権は、委託者又はその指定する者に7年以内の範囲で優先的に実施させることができる。ただし、実施に当たっては、委託者又はその指定する者は、本学に実施料を支払わなければならない。

(受託研究の完了)

第11条 研究担当教員等は、研究が完了したときは、速やかに理事長に受託研究完了報告書(様式第3の1号)を提出しなければならない。

2 理事長は、前項の報告で受託研究が完了したときは、速やかに受託研究完了報告書(様式第3の2号)により委託者に報告しなければならない。

(研究成果の取扱い)

第12条 理事長は、受託研究による研究成果の公表の時期・方法等について、必要があると認める場合は、委託者との協議により決定する。

(補則)

第13条 この規程の改廃は、研究推進委員会の議を経て学長が行う。

2 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(令和2年12月25日)

この規程は、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和8年6月26日)

この規程は、令和8年7月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

令和 年 月 日

公立大学法人名桜大学
理事長 殿

住所

氏名（名称、代表者）

研 究 委 託 申 込 書

下記のとおり研究を委託したいのでよろしくお取計らい願います。

記

- 1 研究題目
- 2 委託目的
- 3 研究内容
- 4 委託条件
- 5 希望担当教員等
- 6 研究期間
- 7 研究経費（総額）
- 8 研究用機器及び資材等の提供の有無
- 9 その他必要事項

令和 年 月 日

様

公立大学法人名桜大学
理事長

印

委託研究受入決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みのありました委託研究について、下記の内容により受入れを決定したので、通知します。

記

1 研究題目

2 受託内容

3 受託条件

4 研究担当者

5 研究期間 年 月 日 から 年 月 日

6 研究経費 円
(うち、消費税及び地方消費税 円)

7 研究用機器及び資材等の提供の有無

8 その他必要事項

以上

様式第3の1号（第11条関係）

受 託 研 究 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

理 事 長 殿

研究担当者

○ ○ ○ ○ 印

受託研究の名称：

〇〇〇〇から委託がありました上記の受託研究について、研究を完了したので、受託研究成果報告書に関係書類を添えて報告します。

様式第3の2号（第11条関係）

受 託 研 究 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

（委託者） 殿

受託者 公立大学法人名桜大学

理事長○ ○ ○ ○ 印

受託研究の名称：

（貴社）との上記受託研究について、令和 年 月 日に研究を完了したの
で、受託研究成果報告書に関係書類を添えて報告します。